

外国人家事支援人材の活用に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘事項に対する考え方

- 利用者が外国人である場合は、業務報告なども英語で行えば済み、日本語を用いる必要性が低いことから、日本語能力については最低限で足り、一律「N4」レベルを求める必要はないのではないかと考える。また、子どもの預かりなど、提供する家事支援活動の内容と求める日本語能力の関係とを整理すること。

→ (総論)

家事支援活動を営む事業者が、自らの判断と責任により、外国人家事支援人材を受け入れ、質の高いサービスを提供することは重要である。

他方で、外国人家事支援人材の要件として、日本語能力を求めるか否かについては、事業者の状況を踏まえて判断すべきではないかと考えている。

外国人家事支援人材が行う家事支援活動先としては、外国人宅もあり得るが、外国人家事支援人材が安定的かつ継続的に家事支援活動を行うことを可能とするためには、より多くの世帯において活動することができるようにする必要がある。

また、現在、家事支援事業者の顧客は、日本人の場合が多く、利用者のニーズからも、英語だけでやりとりを求める顧客は少ない状況であり、通常、日本語でやりとりされている状況にある。このため、事業者からは、外国人家事支援人材の受入れにあたっては、一定程度の日本語要件が課されることが適当であり、仮に、課されない場合は、事業者が外国人家事支援人材に対して、独自に日本語研修を行う必要が生じ、新たなコストアップにつながるなどの指摘もある。また、事業者からは、国内で従事する以上、緊急時の対応として、一定程度の日本語が具備されていることが必要との指摘もある。

さらに、本事業の実施形態について、まずは特定機関とサービス提供先(顧客)との請負契約により実施することを予定しているため、特定機関内における外国人家事支援人材と日本人従業員との適切なコミュニケーションが必要なことなどを踏まえれば、まずは、外国人家事支援人材が、一定程度の日本語能力を具備していることを要件とし、今後の当該事業の実施状況等を踏まえつつ、必要な見直しを検討していくこととしたい。

ご指摘の日本語要件のレベルについては、利用者が外国人である場合であっても、緊急時の対応においては、例えば、警察や消防に緊急通報することも考えられることから、まずは「基本的な日本語を理解することができる」とされるN4程度が具備されていることが必要であると考えている。

(子どもの預かり関係)

子どもの預かりを行う場合については、例えば、緊急時に日本の医療機関を利用することも考えられ、また、技能実習制度へ介護職種が追加される場合は、必要なコミュニケーション能力の確保の観点から、技能実習生に期待される業務内容や到達水準を踏まえ、入国時には「N3」程度を望ましい水準としつつ、「N4」程度が要件とされ、2年目以降は「N3」程度が要件とされていることも踏まえると、現時点の政令案にある「基礎的な日本語を理解することができること」として、本事業の利用者が外国人である場合も含め、最低限N4程度は必要と考えている。